

東加古川子育て世代包括支援センターにおける業務時間の変更について

1 概要

当所における現在の業務の開始時間を1時間、終了時間を30分前倒しします。

・現行「10時から18時まで」 ・変更後「9時から17時30分まで」

※月間の休業日数は現行どおりです。

2 実施の背景

(1) 当センターは東加古川市民総合サービスプラザ内に設置しており、東加古川市民総合サービスプラザの業務時間の変更に伴い、当センターの業務時間を変更するものです。

(2) 現在、母子健康手帳の交付や妊産婦相談等については、基本的に事前の予約制としています。予約状況については、1日8枠のうち、半数以上が午前中（10時～11時、11時～12時）の2枠に予約が集中しており、16時以降の予約は少なく、17時以降の予約はほぼありません。

3 実施予定日

令和6年10月1日（火曜日）

4 実施までのスケジュール

・令和6年7月 設置管理要綱の一部改正

7月～9月 市民への周知

5 市民への周知方法

・広報かこがわ9月号、市ホームページへの記事掲載

・利用者へのチラシ配布、各施設へのポスター掲出 等